平成25年8月29日 広 域 医 療 局

薬物乱用防止対策の取組について

現状・課題

- ・国は、指定薬物の包括指定、迅速な指定により規制強化を図っている。
- ・構成府県は、条例制定や独自の対策により違法ドラッグの排除に取組んでいる。

しかし、乱用による健康被害等が発生しているため、広域連携を図ることにより、薬物乱用防止対策を一層推進する。

1 違法ドラッグ検査に係る情報共有

- (1) 検体の重複を避け効率的に検査を実施するため、先に検体についての情報を共有。
- (2) 府県で実施した違法ドラッグの買い上げ検査結果についての情報を共有。

【参考】買い上げ検査の結果(H25.7~)

買い上げ検査	検査結果	
27検体 (2府県)	指定薬物検出 向精神薬検出	2 検体 1 検体

2 合同研修会

◆実施日:平成25年10月25日(金)(予定)

◆場所:大阪府(大阪府立公衆衛生研究所)

◆目 的:「検査手法の向上」及び「検査体制の充実」を図るため

◆対象者: 違法ドラッグの検査担当者

◆その他:連携団体(福井県、三重県、奈良県)も参加予定

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による取組について

を誓約します。を誓約します。

身体に使わないよう吸引・摂取など、説明書の内容を守り、

条例による主な規制内容(抜粋)

知 事 監 視 製 品

精神作用などを及ぼすおそれがあり、 本来の用途に反して身体に使用されるおそれのある製品

購入者

県内の店舗で購入するとき

- ○誓約書を店舗に提出
- ○誓約した内容を遵守

インターネットや県外の店舗で購入するとき

- ○誓約書を県に提出
- ○誓約した内容を遵守

〔違反者:警告→罰則〕

※5万円以下の過料

販 売 業 者

販売しようとするとき

- ○県に販売業の届出
- ○説明書を用いて使用方法を説明
- ○購入者から誓約書を受け取る

〔違反者:警告→命令→罰則〕

※20万円以下の罰金

知事指定薬物

精神作用などを及ぼし、健康被害を起こすものと確定できた薬物

購入者

○正当な理由なく所持する場合の廃棄義務

[違反者:罰則]※5万円以下の過料

製造・販売業者

○製造、販売などの禁止

[違反者:警告→命令→罰則(直接罰則を科す場合あり)] ※1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

薬事法指定薬物

○製造、販売などの禁止は薬事法に規定

〔購入者〕

○正当な理由なく所持する場合の廃棄義務

· 〔違反者:罰則〕※5万円以下の過料

〇 知事監視製品の指定状況

知事監視製品数(現在)	指定数	失効数	指定事務回数
45製品	59製品	14製品	3回

1

〇 知事指定薬物の指定状況

知事指定薬物数(現在)	指定数	失効数	指定事務回数
O物質	10物質	10物質	2回

〇 知事監視製品販売業届出状況

届出販売業者 1件

〇 条例違反に対する措置状況

知事監視製品を身体に使用したこと等による警告書交付件数